

[事案 2020-93] 新契約無効請求

・令和3年3月24日 和解成立

<事案の概要>

自分の知らないところで契約がなされていたとして、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和53年11月に契約して順次転換を行った契約①および、平成10年2月に契約して順次転換を行った契約②について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①の申込書の署名は、全て自分のものではなく、契約の存在を知らなかった。
- (2) 契約②は、被保険者欄は妻の署名だが、契約者欄の署名は自分のものではない。自分が契約者であることは知らなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①は、申立人母に設計書で説明を行い、加入了解を得た後、そのことを申立人に伝えて申立人に署名をしてもらった。契約転換時、申立人は面接士の面接を受けており、生命保険に加入したこと、保険料は申立人の両親が支払っていたことを知っていた。
- (2) 申立人の両親より、申立人は親が保険料を負担して契約②に加入していることを知っていると聞いた。申立人は、平成21年10月に、契約②にもとづき給付金請求を行っていることから、契約を追認したと判断できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。